

パブリックコメント手続実施要項

作成日：平成21年(2009年)11月5日

素案の名称	<p>山すそ景観保全策(素案)について 山すそ景観保全地区の指定に係る</p> <p>(1)箕面市都市景観基本計画[改訂版]の変更(素案) (2)箕面市景観計画の変更(素案) ・山なみ景観との調和を確認する眺望点の選定 (3)届出・協議手続きの付加(素案)</p> <p>※箕面市景観計画の変更(素案)については、景観法第8条の規定に基づき策定する「法定の景観計画」に加え、別途、条例等に基づき定めていくところの届出対象行為及び制限事項等を合わせて記載しています。</p>
パブリックコメント手続実施の目的	<p>四季折々の彩りを見せる北摂山系の山なみは、箕面市の景観を形づくる最も重要な要素です。市街地から眺めることのできる山なみ景観を今後も保全していくには、山なみの南側に位置する場所「山すそ部」での建設行為に、山なみ景観への配慮を行っていただくことが大切です。</p> <p>この配慮を求める仕組みとして、景観法に基づく「山すそ景観保全地区」の指定を始めとした新しい山すそ景観保全策(素案)をまとめましたので、広く市民のみなさまのご意見をお伺いするためパブリックコメントを実施します。</p>
実施部局名	みどりまちづくり部 まちづくり政策課
問い合わせ先	みどりまちづくり部 まちづくり政策課 まちづくり・景観担当 (電話:072-724-6918)
公表内容	<p>山すそ景観保全策(素案)について(資料1) 山すそ景観保全地区の指定に係る</p> <p>(1)箕面市都市景観基本計画[改訂版]の変更(素案) (2)箕面市景観計画の変更(素案) ・山なみ景観との調和を確認する眺望点の選定 (3)届出・協議手続きの付加(素案)</p> <p>参考資料1:山すそ景観保全策(素案)について《パブリックコメント用概要版》 参考資料2:山すそ景観保全策(素案)について《説明会資料》</p>
素案の閲覧方法と閲覧場所	<p>(1)市ホームページ (アドレス http://www2.city.minoh.osaka.jp/MACHI/KEIKAN/yamasuso.html) (2)みどりまちづくり部 まちづくり政策課 (箕面市役所 別館4階 46番窓口) (3)行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階 15番窓口) (4)箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5)中央生涯学習センター、東生涯学習センター、西南公民館 (6)みのお市民活動センター</p> <p>※(2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで ※(5)～(6)は、各施設の開館日、開館時間中</p>
意見等の提出期間	平成21年(2009年)11月9日(月)から12月8日(火)まで(郵便の場合は必着)
意見等の提出方法	<p>次のうちいずれかの方法で提出してください。</p> <p>(1)閲覧場所の窓口への提出 (箕面市役所まちづくり政策課、行政資料コーナー、豊川支所、止々呂美支所、中央生涯学習センター、東生涯学習センター、西南公民館、みのお市民活動センター) (2)郵便による送付(〒562-0003 箕面市西小路4-6-1 箕面市役所まちづくり政策課) (3)ファクシミリによる送付(072-722-2466) (4)電子メールによる送付(machi@maple.city.minoh.lg.jp)</p> <p>※ 閲覧場所の窓口意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。(自由な形式で提出していただいてもかまいません。)</p>
意見等を提出できるかた	<p>(1)本市にお住まいのかた (2)本市に事務所又は事業所がある事業者 (3)本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4)本市にある学校に在学しているかた (5)本市に対して納税義務を有しているかた (6)上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体</p>
意見等を提出する際の必要記載事項	<p>(1)意見を提出しようとする素案の名称 (2)氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)から(4)に該当するかたにあっては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあつては、団体名及び団体事務局の所在地) (3)上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分</p>
提出された意見等及び市の考え方の公表方法	<p>お寄せいただいたご意見は、住所・氏名などの個人情報を除き、類似のご意見などは集約させていただいた上で、そのご意見に対する市の考え方と対応も含めて、「計画等の素案の閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。なお、意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。また、個人情報については他の目的で利用することはありません。</p> <p>※公表期間:ご意見に対する市の考え方について、平成22年(2010年)2月頃を予定</p>
備考	